

令和6年1月農業委員会総会議事録

令和6年1月24日午後2時00分、令和6年1月農業委員会総会を弘前パークホテル4階「ラ・メエラ」に招集する。

出席委員 24名

| | | |
|--------------|--------------|---------------|
| 1番 金田 公隆 委員 | 2番 藤田 善明 委員 | 3番 岩谷 裕子 委員 |
| 5番 川村 陽彦 委員 | 6番 須藤 秀人 委員 | 7番 種澤 達也 委員 |
| 8番 町田 高司 委員 | 9番 石岡 千鶴子 委員 | 10番 三上 浩太 委員 |
| 12番 小田桐 明 委員 | 13番 石岡 人志 委員 | 14番 福士 章逸 委員 |
| 15番 小嶋 勇成 委員 | 16番 木村 芳文 委員 | 17番 平井 秀樹 委員 |
| 18番 成田 繁則 委員 | 19番 佐藤 剛郎 委員 | 20番 大湯 茂八郎 委員 |
| 21番 戸澤 幸彦 委員 | 22番 高橋 貴志 委員 | 23番 田村 眞裕美 委員 |
| 24番 成田 毅 委員 | 25番 髙森 弘義 委員 | 26番 前田 優考 委員 |

欠席委員 2名

4番 佐藤 修司 委員 11番 小林 政貴 委員

出席事務局 9名

| | | | |
|----------------|--------|-------------|--------|
| 事務局 長 | 吉田 秀樹 | 事務局次長 | 佐藤 祝幸 |
| 事務局次長補佐 | 伊藤 靖記 | 事務局主幹兼総務係長 | 高木 一誠 |
| 事務局主幹兼農地利用促進係長 | 藤田 智恵子 | 事務局農地調整係長 | 曾根 奈美子 |
| 事務局岩木分室主幹 | 浅利 敏江 | 事務局相馬分室総括主査 | 野呂 貴宏 |
| 事務局主事 | 大浦 空 | | |

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命
議 事

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 議案第1号 | 農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について |
| 議案第2号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第3号 | 農用地利用集積計画策定の要請について |
| 議案第4号 | 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について |
| 議案第5号 | 引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税） |
| 議案第6号 | 引き続き農業経営を行っている等の証明について（相続税） |
| 議案第7号 | 令和6年農作業臨時雇用標準賃金について |

| | |
|-------|-----------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について |
| 報告第2号 | 市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について |
| 報告第3号 | 農地の賃貸借合意解約通知書の受理について |

- 事務局次長 ただいまから令和 6 年 1 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。
- 会 長 【挨拶及び諸般の報告（省略）】
- 事務局次長 それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしく願いいたします。
- 議 長 議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。欠席者の通告があります。議席番号 4 番佐藤修司委員、11 番小林政貴委員の 2 名であります。ただいまの出席者数は 24 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。5 番川村陽彦委員、7 番種澤達也委員、8 番町田高司委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。
- それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 1 号を議題といたします。議案第 1 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。
- 事務局次長 1 ページをお開き願います。議案第 1 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 5 件 42,224 ㎡、畑 36 件 205,876.39 ㎡、合計 41 件 248,100.39 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 19 件 129,087 ㎡、畑 13 件 63,076.20 ㎡、合計 32 件 192,163.20 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
- 議 長 事前調査会の報告をお願いします。
- 調査委員長 本日の、総会に提案されている議案について、去る 1 月 12 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、戸澤幸彦委員、高橋貴志委員、成田毅委員それに私、木村であります。まず、3 条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。3 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 141 番について申し上げます。譲受人は、実家がりんご農家であり、これまでも一連の農作業に携わっておりましたが、主たる耕作者である祖父が高齢になったため、所有する農地を引き継ぐことを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。現在は農業法人に勤め、りんご栽培をしていることから、技術力等、特に問題はないと判断しました。受付番号 142 番について申し上げます。譲受人は、知人の農地で野菜の農作業を手伝いながら、土木工事の仕事をしております。今後、仕事を辞めるのを機に、自家消費用の野菜を栽培していきたいとのことから、知人の協力により、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、枝豆及びかぼちゃを栽培することから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。7 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 151 番について申し上げます。譲受人は、5 年程前からりんごの農作業に携わっておりましたが、今後、自身で農業経営したいと思うようになり、知人の協力により、本申請に至ったと

調査委員長

申し述べておりました。今後は、弘前市内へ転入し、近隣のりんご生産者の指導の下、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。8 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 154 番について申し上げます。譲受人は、13 年以上農業法人に勤務するかたわら、知人の農家のもとで、りんごの農作業に携わっておりましたが、農家の高齢化や担い手不足を知り、りんご農家になりたいと思うようになり、今回、市が行う園地継承円滑化システムを活用して農地を譲り受ける見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も、知人の指導のもとりんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。所有権関係、受付番号 155 番について申し上げます。譲受人は、約 3 年程、親戚の農地で野菜及び果樹の農作業に携わっておりましたが、今後、自身で農業経営したいと思うようになり、知人の協力により、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、知人の指導の下、野菜や果樹を栽培することから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。所有権関係、受付番号 156 番について申し上げます。譲受人は、実家がりんご農家であり、これまでも一連の農作業に携わっておりましたが、主たる耕作者である母が高齢になったため、所有する農地を引き継ぐことを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、母の指導のもとりんごを栽培することから技術力等、特に問題はないと判断しました。10 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 160 番について申し上げます。譲受人は、りんご農家になりたいと思い、約 1 年前に帰郷し、知人のりんご園で一連の農作業に携わっておりましたが、この度、父の協力により、農地を譲り受ける見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、知人の指導の下、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。所有権関係、受付番号 161 番について申し上げます。譲受人は、実家が農家であり、いずれは実家の農業を引き継ぐという思いをもっておりましたが、このたび父から農地を譲り受ける見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は父の指導の下、りんごを栽培することから技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議 長

現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

石岡人志委員

<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

(石岡人志委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 7 ページ、所有権関係、受付番号 152 番、及び、29 ページ、使用収益権関係、受付番号 185 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

所有権関係、受付番号 152 番、及び、使用収益権関係、受付番号 185 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

| | |
|--------|---|
| 議 長 | <p>異議ないものと認め、議案第 1 号のうち、所有権関係、受付番号 152 番、及び、使用収益権関係、受付番号 185 番については、許可することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。</p> <p>(石岡人志委員着席)</p> |
| 戸澤幸彦委員 | <p><議事参与の制限に該当する旨の申出あり></p> <p>(戸澤幸彦委員退席)</p> |
| 議 長 | <p>「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 31 ページ、使用収益権関係、受付番号 188 番について御審議願います。御質問等ございませんか。</p> <p>(な し)</p> |
| 議 長 | <p>使用収益権関係、受付番号 188 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>異議ないものと認め、議案第 1 号のうち、使用収益権関係、受付番号 188 番については、許可することに決定いたします。戸澤委員の着席をお願いします。</p> <p>(戸澤幸彦委員着席)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、所有権関係、受付番号 152 番、及び、使用収益権関係、受付番号 185 番、188 番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。</p> <p>(な し)</p> |
| 議 長 | <p>所有権関係、受付番号 152 番、及び、使用収益権関係、受付番号 185 番、188 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して、御異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>異議ないものと認め、議案第 1 号のうち、所有権関係、受付番号 152 番、及び、使用収益権関係、受付番号 185 番、188 番を除く申請については、許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 2 号を議題といたします。議案第 2 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。</p> |
| 議 長 | <p>事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局次長 | <p>33 ページをお開き願います。議案第 2 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 14 件 27,822 ㎡、畑 15 件 85,107 ㎡、その他 429 ㎡合計 29 件 113,358 ㎡であります。また、使用収益権関係が、田 1 件 12,960 ㎡、畑 1 件 5,343 ㎡、合計 2 件 18,303 ㎡であり</p> |

事務局次長 ます。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長 事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長 本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。37 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 74 番の譲受人は、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録を要しないものであります。42 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 90 番、91 番及び 44 ページ、使用収益権関係、受付番号 24 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項により、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議 長 それでは、議案第 2 号についてご審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 議案第 2 号については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、議案第 2 号は、委員会報告のとおり決定いたします。次に、議案第 3 号を議題といたします。議案第 3 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。

議 長 事務局より説明を求めます。

事務局次長 45 ページをお開き願います。議案第 3 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 2 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 9 件 47,577 ㎡、畑 20 件 70,553 ㎡、合計 29 件 118,130 ㎡であります。また、使用収益権関係が、田 1 件 4,641 ㎡、畑 1 件 9,849 ㎡、合計 2 件 14,490 ㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、畑 1 件 9,849 ㎡の計画案であります。今回提出されました 31 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 29 件、貸借 2 件が整ったものであります。47 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 97 番の譲受人は、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録を要しないものであります。54 ページをお

- 事務局次長 開きください。所有権関係、受付番号 123 番から 55 ページ受付番号 125 番まで及び 57 ページ使用収益権関係、受付番号 22 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしております。57 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 22 番については、農地中間管理事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上であります。
- 議 長 利用調整をした委員から補足説明ありませんか。
- (な し)
- 議 長 それでは、議案第 3 号についてご審議願います。ご質問等ございませんか。
- (な し)
- 議 長 議案第 3 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議がないものと認め、議案第 3 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。
- 次に、議案第 4 号を議題といたします。議案第 4 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
- 事務局次長 59 ページをお開き願います。議案第 4 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更にについて、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、農用地区域内の用途変更が 1 件 227.50 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります
- 議 長 事前調査会の報告をお願いします。
- 調査委員長 調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。61 ページをお開きください。弘前市用途変更の整理番号 1 番は、変更後の用途区分が農用地区域内の農業用施設用地であり、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更にについては、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。
- 議 長 それでは、議案第 4 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
- (な し)
- 議 長 議案第 4 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
- (異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第 4 号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。

次に、議案第 5 号を議題といたします。議案第 5 号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

63 ページをお開き願います。議案第 5 号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）」であります。提案理由は、租税特別措置法施行規則第 23 条の 7 第 42 項及び地方税法施行規則附則第 4 条第 3 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について、本会の審議を求めるものであります。農業を営むものが農地の全部を農業後継者となる推定相続人の 1 人に一括贈与した時は、農業後継者に課税される贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受けることができ、贈与者または受贈者のいずれかが亡くなった時は、その贈与税及び不動産取得税は免除されますが、受贈者は、納税猶予の期限が確定するまでの間、3 年を経過する日までに、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を、弘前税務署長または中南地域県民局長に提出することになっております。届出書には、農業委員会の発行する証明書の添付が必要であることから申請があったものであります。今会議に提出されました 5 件につきましては、事務局職員による農地台帳の確認及び本人への聞き取り、特例対象農地の現地調査を実施した結果、引き続き農業経営を行っている者として認められたものであります。以上のことから、前回の証明日の翌日から令和 6 年 1 月 24 日までの期間について証明するものであります。以上であります。

議 長

それでは、議案第 5 号について、ご審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第 5 号は原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第 5 号は原案のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第 6 号を議題といたします。議案第 6 号は「引き続き農業経営を行っている等の証明について（相続税）」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

65 ページをお開き願います。議案第 6 号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（相続税）」であります。提案理由は、租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 第 32 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について、本会の審議を求めるものであります。農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を継続する場合には、農業相続人に課税される相続税の納税猶予の特例を受けることができ、一定の要件に達した時は、その相続税は免除されますが、相続人は、納税猶予の期限が確定するまでの間、相続後の初回の届出時を除き、3 年を経過する日までに、引き続き猶予を受けたい旨の届出を、弘前税務署長に提出することになっております。届出書には、農業委員会の発行する証明書の添付が必要であることから申請があったものであります。今会議に提出されました 3 件につきましては、事務局職員による農地台帳の確認及び本人への聞き取り、特例対象農地の現地調査を実施した結果、引き続き農業経営を行っている者として判断したものであります。以上のことから、前回の証明日の翌日から、本日、令和 6 年 1 月 24 日までの期間について証明するものであります。なお、整理番号 8 番に関しては、相続開始が令和 2 年 4 月 13 日であり、今回が初回の届出となるものであります。以上であります。

- 議 長 それでは、議案第 6 号について、ご審議願います。ご質問等ございませんか。
- (な し)
- 議 長 議案第 6 号は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 議 長 異議ないものと認め、議案第 6 号は原案のとおり発行することに決定いたします。
- 次に、議案第 7 号を議題といたします。議案第 7 号は、「令和 6 年農作業臨時雇用標準賃金について」であります。事務局より説明を求めます。
- 事務局次長 67 ページをお開き願います。議案第 7 号は、「令和 6 年農作業臨時雇用標準賃金」についてであります。提案理由は、農家の労働力の安定確保と営農計画の適正化に資するため、農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、「令和 6 年農作業臨時雇用標準賃金」を設定することについて、本会の審議を求めるものであります。なお、内容につきましては、広報委員会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
- 議 長 広報委員会の報告をお願いします。
- 藤田善明委員 本日の、総会に提案されている議案について、去る 1 月 16 日、広報委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日は、高橋貴志副委員長、田村眞裕美委員、それに私、藤田が、農業委員の皆さまから提出されました令和 5 年農作業臨時雇用標準賃金調査の結果を基に、令和 5 年 10 月 7 日に改定されました青森県最低賃金に配慮し、検討いたしました。議案書の 69 ページの算定資料をご覧ください。「雇用賃金」の各項目の金額ですが、調査結果による実勢額が、「整枝せん定」を除いた各項目の金額は、県の最低雇用賃金額が令和 5 年 10 月から 853 円から 898 円と 45 円増額されており、最低雇用賃金の日給換算に比して下回っていることからこれを考慮し、300 円増額の 7,200 円としました。次に、「オペレーター」の項目の金額ですが、農業委員の皆様から「実勢額」ということで回答のあった額の平均を基本として、昨年より低い金額となったものは昨年と同額に据え置いております。その結果、全項目において昨年と同額となっております。続きまして、70 ページをご覧ください。次に、「請負料金」の額については、「オペレーター」と同様に、農業委員の皆様から「実勢額」ということで回答のあった額の平均を基本として、昨年より低い金額となったものは昨年と同額に据え置いております。各項目の金額についてですが、「畑耕起」は、令和 5 年標準賃金に比して 300 円の増額、「荒代かき」は 200 円の増額、「田植え機」の「苗なし」は 400 円の増額、「中苗つき」は 200 円の増額、「スピードスプレーヤー」は 300 円の増額、「ロールベアラー」は 600 円の増額となりました。今後も委員の皆様には地域の雇用賃金の実勢額を注視していただき、次回の農作業臨時雇用標準賃金調査の際に変動が生じている場合は、その実勢額についてご回答いただくようお願いいたします。以上、「令和 6 年農作業臨時雇用標準賃金」について、68 ページのとおり設定しようとするものであります。以上であります。
- 議 長 それでは、議案第 7 号について、ご審議願います。ご質問等ございませんか。
- (な し)
- 議 長 議案第 7 号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第7号は、原案のとおり決定いたします。
次に、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

71ページをお開き願います。報告第1号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田11件165,522.97㎡、畑13件133,462㎡、合計24件298,984.97㎡であります。なお、届出理由につきましては、73ページから77ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議 長

報告第1号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

次に、報告第2号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

79ページをお開き願います。報告第2号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第3条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、4条関係が田1件78㎡であります。また、5条関係では、田2件2,935㎡であります。なお、届出理由につきましては、81ページから82ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議 長

報告第2号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

次に、報告第3号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

83ページをお開き願います。報告第3号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田10件52,938㎡、畑9件51,963㎡、合計19件104,901㎡であります。なお、解約理由につきましては、85ページから86ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議 長

報告第3号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[閉会時刻：14時44分]